

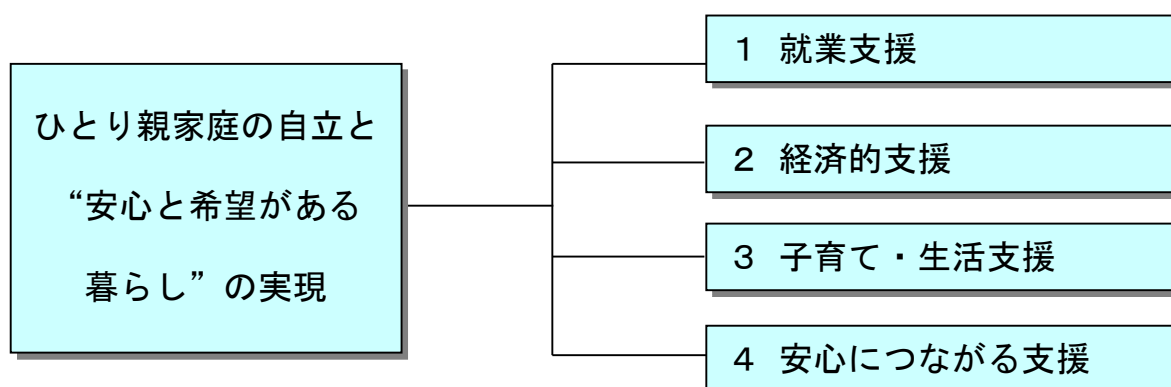
令和6年度

第四次静岡県ひとり親家庭自立促進計画

評価書

令和6年8月

施策体系



数値目標の達成状況

計画の策定後の最新値（令和5年度実績等）に基づく達成状況等の確認を以下の区分により行った。

< 数値目標の達成状況区分 >

区分	達成状況区分の判断基準
目標値以上	「現状値」が「目標値」以上のもの
A	「現状値」が「期待値」の推移の+30%超え～「目標値」未満のもの
B	「現状値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内のもの
C	「現状値」が「期待値」の推移の-30%未満～「基準値」超えのもの
基準値以下	「現状値」が「基準値」以下のもの
—	統計値等発表前、当該年度に調査なし等

※ 計画最終年度（令和6年度）に目標を達成するものとして、基準値から目標値に向けて各年均等に推移した場合における各年の数値を「期待値」とする。

※ 第四次静岡県ひとり親家庭自立促進計画でいう「母子家庭等就業・自立支援センター」は、本評価書3ページ以降、「ひとり親サポートセンター」と読み替える。

数値目標の状況一覧

施策項目	種別	数値目標名	数値目標の意味 (調査機関等)	基準値	現状値 【前年度比】	区分	目標値
就業支援	成果指標	母子家庭等就業・自立支援センターによる就職率	母子家庭等就業・自立支援センターにおける求職者に対する就職者の割合(こども家庭課調査)	44.2% (H30)	32.1% (R5) 【+1.6%】	基準値以下	55%
	活動指標	母子家庭等就業・自立支援センターが開拓した求人の件数	母子家庭等就業・自立支援センターの求人開拓活動によって得られた求人の件数(こども家庭課調査)	604件 (H30)	460件 (R5) 【-208件】	基準値以下	850件
経済的支援	成果指標	養育費の取決めをした人の割合	未成年の子どもがいる夫婦が離婚する際に、離婚届において養育費の分担の「取決めをしている。」の欄にチェックをした人の割合(静岡地方務局調査)	65.4% (H30)	62.9% (R4) 【-2.9%】	基準値以下	70%
	活動指標	養育費等に関する相談の利用者数	母子家庭等就業・自立支援センターで実施する養育費等に関する無料弁護士相談の利用者数(こども家庭課調査)	121人 (H30)	127人 (R5) 【-12人】	B	140人 (毎年度)
子育て・生活支援	成果指標	子どもの居場所の数	生活困窮世帯の子どもの学習支援、ひとり親家庭等生活向上事業の子どもの生活・学習支援、放課後子供教室、子ども食堂等の居場所の実施箇所数の合計(地域福祉課・こども家庭課・社会教育課調査)	381か所 (R1)	634か所 (R5) 【+112か所】	目標値以上	502か所
	活動指標	子どもの居場所づくりセミナー参加者数	子どもの居場所づくりの実施者・実施希望者等を対象としたセミナーの参加者数(こども家庭課調査)	107人 (R1)	222人 (R5) 【-43人】	目標値以上	150人 (毎年度)
安心につながる支援	成果指標	仕事や生活費についての相談相手がいないと考えるひとり親の割合	仕事や生活費等の日常生活の悩みについて、相談相手がいないと考えるひとり親の割合【(こども家庭課調査)】	29.2% (R1)	16.6% (R5) 【-1.4%】	C	0%
	活動指標	母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談件数	母子家庭等就業・自立支援センターで実施する相談の件数(こども家庭課調査)	10,682件 (H30)	11,657件 (R5) 【-168件】	C	11,930件

施策の実施状況

1 就業支援

(1) 数値目標の状況

種別	数値目標名	数値目標の意味 (調査機関等)	基準値	現状値 【前年度比】	区分	目標値	物価 高騰の 影響
成果 指標	母子家庭等就業・自立 支援センターによる就職 率	母子家庭等就業・自立支援 センターにおける求職者に 対する就職者の割合(こども 家庭課調査)	44.2% (H30)	32.1% (R5) 【+1.6%】	基準値 以下	55%	有
活動 指標	母子家庭等就業・自立 支援センターが開拓し た求人の件数	母子家庭等就業・自立支援 センターの求人開拓活動 によって得られた求人の件 数(こども家庭課調査)	604 件 (H30)	460 件 (R5) 【-208 件】	基準値 以下	850 件	無

【評価・課題】

- ・ひとり親サポートセンターによる就職率は32.1%で令和4年度(30.5%)から上昇しているが、基準値は下回っている。
- ・求人情報をオンライン(自社HPや民間の求人情報サイト)で直接募集する企業が増加しており、ひとり親サポートセンターを介して求人募集する企業が減少している。
【ひとり親サポートセンターの求人数(R3:788件、R4:783件、R5:568件)】
- ・ひとり親サポートセンターの求人開拓において、企業訪問の受入れ先が年々減少していることに伴い、開拓求人数も減少している。【企業訪問件数(R3:509件、R4:433件、R5:228件)、開拓求人数(R3:727件、R4:668件、R5:460件)】
- ・これにより、ひとり親の希望する職と、ひとり親サポートセンターが保有する求人にミスマッチが生じ、ひとり親サポートセンターによる就職率の伸び悩みにつながっていると推測される。

【今後の取組方針】

- ・ひとり親家庭に対する事業主の理解促進を図るため、商工会議所専務理事・事務局長会議等の場で、ひとり親サポートセンターへの求人提供等について周知していく。
- ・厚生労働大臣認定の「子育てサポート企業(くるみん認定企業)」など、子育てに理解のある職場環境づくりに積極的に取り組む企業を中心に訪問し、ひとり親が希望する就労条件等に合った求人枠の確保を働きかけるとともに、企業側の求めるニーズをより具体的に把握した上で、求職者へ情報提供していく。
- ・さらに、就職に有利な資格の取得を支援する制度等を情報提供し、ひとり親の就業支援に結びつく取組を引き続き実施していく。

(2) 主な事業実施状況と今後の新たな施策展開

ア 関係機関の連携による就業支援

- ① 母子家庭等就業・自立支援センター（現：ひとり親サポートセンター）による支援
 - ・ひとり親サポートセンターにおいて窓口相談や職業紹介を行ったほか、県内市町9か所出張相談会、就業支援セミナーを東部・中部・西部で計3回実施した。
 - ・個々のニーズに応じ、自立に向けた目標設定とそれを達成するための支援策を組み合わせたプログラムを策定し支援する「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を令和3年度から継続して実施した。また、目標達成した者へアフターケアとして、就業状況や生活状況について相談支援を行った、
- ② ハローワークなど関係支援機関との連携
 - ・ハローワークにおける雇用保険の教育訓練給付制度、例年8月に各市町へ臨時相談窓口を設置するひとり親全力サポートキャンペーン（出張ハローワーク）、求職者支援制度について、SNSを活用して周知した。
 - ・しずおかジョブステーションで就業相談、カウンセリング、セミナー、面接指導等を実施し、ひとり親サポートセンターやハローワーク等と連携してワンストップで職業紹介を含めた就業支援を行った。

【施策展開】

- ・ひとり親サポートセンターにおいて、求職者だけでなく企業側の求職者に求めるニーズ（能力、勤務条件等）をより具体的に把握し、求職登録者へ情報提供を行い、雇用のマッチングにつなげていく。

イ 事業主の理解促進と求人開拓

- ① 求職者と企業のマッチング促進
 - ・ひとり親サポートセンターやひとり親雇用に関する国の助成制度について、商工会議所専務理事・事務局長会議や企業の労務担当者等が出席する労働法セミナーの場で周知した。

【施策展開】

- ・事業主の理解促進を図るため、商工会議所専務理事・事務局長会議等の場でひとり親サポートセンターへの求人提供等について引き続き周知していく。

- ② 事業主の理解促進

- ・ひとり親サポートセンターにおいて、求人開拓員による企業訪問（228件）と電話交渉（1,258件）等により、460件の求人を開拓した。

【施策展開】

- ・「子育てサポート企業（くるみん認定企業）」などの子育てに理解のある職場環境づくりに積極的に取り組む企業への求人開拓を引き続き取り組んでいく。

- ③ 子育てしやすい職場環境づくりの促進

- ・部下やスタッフの仕事と家庭の両立を支援する「イクボス」養成講座を3回、県内中小企業10社へアドバイザー派遣を実施した。

- ・女性等が働きやすい職場環境づくりを促進するため、企業 42 社へのアドバイザー派遣し、女性活躍促進法に係る一般事業主行動計画の作成支援や同計画に基づく取組等、企業内での実践的な取組を支援した。

【施策展開】

- ・「静岡県次世代育成支援企業（このとりカンパニー）認証制度」の認知度向上に取り組む、仕事と子育ての両立を図る企業の裾野の拡大に取り組んでいく。
- ・職場環境づくりを支援するアドバイザー派遣を継続し、多様な人材が働きやすい就労環境の整備や活躍の促進及び多様な働き方の導入に取り組む企業を支援する。

ウ 安定した就業に結びつく資格取得・技能習得の支援

① 就業に向けた資格取得の支援

- ・ひとり親高等学校卒業程度認定試験合格支援事業において、国の制度改正に伴い、受講開始時給付金の支給割合を増やし、受講開始時の負担軽減を図るとともに、通学制の場合、給付金の上限額を増額するよう制度を改正した。
- ・高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練促進資金、ひとり親高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の受給者増加につなげるため、県ホームページ、SNSの活用や市町窓口での事業周知を行った。

【施策展開】

- ・高等職業訓練促進給付金の支給要件の緩和を恒久化し、より多くのひとり親が好条件で就労できるよう、資格取得のための修業を促進する。
- ・自立支援教育訓練給付金やひとり親高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の支給条件である児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃し、制度の活用を促進する。

② 就業に向けた技能習得の支援

- ・ひとり親サポートセンターにおいて、ドラッグストア等から求人需要の高い医薬品の登録販売者資格の取得に向けた講習会を東部と西部の2会場に拡大し定員を増やして実施したほか、基礎的な内容を学ぶパソコン講習を実施した。
- ・離職者等再就職支援事業として、工科短期大学校において職業訓練を実施し、ひとり親が優先して受講できる講座を2コース実施した。

【施策展開】

- ・ひとり親サポートセンターにおける登録販売者講習会を引き続き2会場で実施する。

2 経済的支援

(1) 数値目標の状況

種別	数値目標名	数値目標の意味 (調査機関等)	基準値	現状値 【前年度比】	区分	目標値	物価 高騰の 影響
成果 指標	養育費の取決めをした 人の割合	未成年の子どもがいる夫婦 が離婚する際に、離婚届に おいて養育費の分担の「取 決めをしている。」の欄に チェックをした人の割合(静 岡地方方法務局調査)	65.4% (H30)	62.9% (R4) 【-2.9%】	基準値 以下	70%	無
活動 指標	養育費等に関する相談 の利用者数	母子家庭等就業・自立支援 センターで実施する養育 費等に関する無料弁護士 相談の利用者数(こども家 庭課調査)	121人 (H30)	127人 (R5) 【+12人】	B	140人 (毎年度)	無

【評価・課題】

- ・ひとり親家庭の経済的な安定のためには、手当や助成の充実とともに、養育費の確保も欠かさないが、養育費の取決めをした人の静岡県の割合は62.9% (R4) と全国値59.7% (R4) を若干上回っているが、令和3年度(65.8%) から2.9%減少し基準値を下回った。
- ・厚生労働省の「全国ひとり親世帯等調査(令和3年度)」の結果によれば、養育費の取り決めをしていない大きな理由として、「相手と関わりたくない」(母子世帯:34.5%、父子世帯:19.8%)であったことから、養育費はこどもの権利であり、こどもの成長を支えるために必要であるということについて十分に理解が進んでいないと考えられる。
- ・県内35市町のうち、戸籍関係窓口で離婚届を渡す際に、養育費の取決めに関する資料を配布している自治体が、20市町(令和2年度)から28市町(令和5年度)と増加し、啓発の取組が進んできているが、引き続き離婚前の親やひとり親に対し、離婚の際の取決めを促していく必要がある。
- ・養育費等に関する相談の利用者数については、直前のキャンセルが多かったことから、令和4年度から12人減少し、127人となった。

【今後の取組方針】

- ・引き続き、養育費の確保に向け、県内市町に養育費取決めの啓発や養育費確保対策事業の実施を働きかけていくとともに、離婚前後の親やひとり親とその別居親を対象としたオンライン講座の開催するなど養育費等の普及促進をしていく。
- ・法定養育費の導入や養育費に先取特権の付与などが盛り込まれた改正民法(令和6年5月24日公布)を踏まえ、養育費確保に向けた支援の充実について検討していく。
- ・ひとり親サポートセンターの無料弁護士相談について、SNSを活用して引き続き定期的に周知していく。

(2) 主な事業実施状況と今後の新たな施策展開

ア 手当の支給・福祉資金の貸付

① ひとり親家庭の事情に即した支援

- ・所得や子どもの人数に応じ児童扶養手当を支給した。
- ・母子・父子自立支援員等が母子父子寡婦福祉資金貸付金の相談 7,757 件に応じ、738 件の貸付けを実施した。
- ・食材費等の物価高騰に伴い、令和 4 年度に引き続き、児童扶養手当受給者等に「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」を支給した。

【施策展開】

- ・児童扶養手当について、全国消費者物価指数の実績値の上昇に伴う月額上限額の引上げ、所得制限限度額の引上げ、第 3 子以降の児童に係る加算額の引上げ（第 2 子の加算額と同額）に対応する。
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金において、修学資金等一部資金の限度額の上方修正に対応する。

イ 経済的負担の軽減

① 小学校入学時の学用品購入費用の助成

- ・児童扶養手当受給世帯の子どもが小学校に入学する際の、ランドセル等入学支度費用の一部を補助する 7 市 5 町に対して助成した。

② 高等学校の修学支援

- ・子どもが経済的理由で高等学校等への就学を断念しないよう、就学支援金による授業料の支援や奨学給付金の支給のほか、授業料減免を行う私立学校等に対する助成を行った。

【施策展開】

- ・高等学校における奨学給付金に係る非課税世帯への給付額について、令和 6 年度は 5 千円増額する（全日制、第 1 子）。
- ・私立高等学校等の県の授業料減免制度について、令和 6 年度から年収 820 万円以上 850 万円未満の世帯を新たに対象として追加する。

③ 医療費の助成

- ・所得税非課税世帯のひとり親とその子どもの医療費を補助する 33 市町に対して助成した。

ウ 養育費確保の支援

① 養育費や面会交流に関する普及啓発

- ・ひとり親サポートセンターにおいて養育費や面会交流の相談に応じたほか、無料弁護士相談を 22 回実施した。
- ・県ホームページへの養育費の必要性に関する啓発動画の掲載や、SNS での法務省作成動画の紹介、離婚前後の父母を対象としたオンラインセミナーを開催・動

画配信サイトへの掲載を実施し、離婚時の子どもへの配慮や法的な手続きについて啓発した。

【施策展開】

- ・国の動向を踏まえ、養育費確保に向けた支援の充実について検討していく。

② 相談員の資質向上

- ・市町の担当職員等を対象に養育費等に関する研修会を開催するとともに、養育費相談支援センター主催の研修会に関係職員が出席し、資質向上を図った。

【施策展開】

- ・養育費等に関する研修会において、市町のひとり親支援担当部署に加え、戸籍担当部署の職員も研修会の対象とし、引き続き養育費等に関する離婚前の情報提供や相談支援に連携して取り組むよう働きかけていく。

3 子育て・生活支援

(1) 数値目標の状況

種別	数値目標名	数値目標の意味 (調査機関等)	基準値	現状値 【前年度比】	区分	目標値	物価 高騰の 影響
成果 指標	子どもの居場所の数	生活困窮世帯の子どもの学習支援、ひとり親家庭等生活向上事業の子どもの生活・学習支援、放課後子供教室、子ども食堂等の居場所の実施箇所数の合計(地域福祉課・こども家庭課・社会教育課調査)	381 か所 (R1)	634 か所 (R5) 【+112 か所】	目標値 以上	502 か所	有
活動 指標	子どもの居場所づくり セミナー参加者数	子どもの居場所づくりの実施者・実施希望者等を対象としたセミナーの参加者数(こども家庭課調査)	107 人 (R1)	222 人 (R5) 【-43 人】	目標値 以上	150 人 (毎年度)	無

【評価・課題】

- ・子どもの居場所の数は、令和4年度(522か所)に目標値(502か所)を上回り、令和5年度は634か所とさらに増加した。居場所の立上げ支援や運営のアドバイスをを行うコーディネーターの配置、ふるさと納税や寄附金を活用した居場所の運営費に対する助成金など、県や市町、社会福祉協議会などの支援体制の強化や子どもの居場所づくりに対する機運の醸成が、居場所の数が増加してきた背景にあると推測する。
- ・子どもの居場所づくりセミナー参加者数は222人と、目標値(150人)を大幅に上回った。セミナーは東部・中部・西部の3箇所で開催しており、現地会場とオンライン・オンデマンド参加を併用して開催するとともに、講師を地域の居場所運営者のみならず、全国の実情に精通した有識者に依頼するなど、内容を工夫したことにより、参加者数の増加につなげることができた。

【今後の取組方針】

- ・居場所の担い手からの相談支援、ボランティア等と子どもの居場所運営団体とのマッチング、セミナー開催を継続して取り組むほか、居場所の新規立上げ等を支援するためのガイドブックの作成やふるさと納税制度、企業・団体からの寄附金を募集し、居場所の運営団体等に助成することで、子どもの居場所づくりの取組を支援していく。
- ・子どもの居場所づくりセミナーにおいては、会場とオンラインのハイブリット型の開催方法にしたことで利便性が向上し、参加者数が増加したため、引き続き同様の方法で開催していく。

(2) 主な事業実施状況と今後の新たな施策展開

ア 子育て支援

① 仕事と子育てを両立できる保育サービスの充実

- ・家事や育児を支援する家庭生活支援員を養成するとともに、支援員による家事や育児等をサポートする制度についてチラシの作成と広報を行い、支援を必要とするひとり親家庭等に支援員を派遣した。
- ・延長保育や病児保育等を行う保育所やファミリー・サポート・センターについて、ひとり親子育てサポート事業によりひとり親の利用料を軽減する9市に対して助成した。
- ・ファミリー・サポート・センター事業を実施した30市町に運営費等を助成した。

② 放課後児童クラブにおける支援

- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料を軽減する15市6町に対して助成した。
- ・35市町に対して放課後児童クラブの運営費を助成したほか、支援員等の資質向上研修を開催した。

【施策展開】

- ・「ひとり親子育てサポート事業」や「ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業」を実施していない市町の状況を把握し、実施を働きかけていく。

③ リスクを抱えた母子に対する支援

- ・思いがけない妊娠に悩む女性の相談窓口として妊娠SOSサポート事業を実施し、電話やメールで相談に対応した。

イ 住宅確保の支援

① 県営住宅への優先入居の促進

- ・ひとり親家庭が県営住宅に入居する際に、倍率優遇制度を実施したほか、入居者の収入に応じた家賃を決定する際は、ひとり親控除、寡婦控除を差し引いた収入で計算した。

② 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

- ・住宅セーフティネット事業として、市町単位の居住支援協議会の設立のため、伴走型支援として国と連携し、居住支援法人や市町職員等との意見交換会を実施した。支援法人は3法人を新たに指定し16法人となった。

【施策展開】

- ・市町単位の居住支援協議会の設立のため、市町職員を対象とした意見交換会を開催し、課題の共有を図る。また、意欲的な市町に対しては伴走型支援として国と連携し、個別でネットワーク会議等を行うことで機運醸成を図る。

③ 母子生活支援施設における支援

- ・DV（配偶者等からの暴力）を受けている等の理由で生活の支援を必要としている母子を県内3か所の母子生活支援施設で保護し、自立を支援した。

ウ 子どもの居場所づくりの取組促進

① 子どもの学習支援

- ・ひとり親家庭へのホームフレンド等の派遣や子どもの居場所づくりに取り組む1市1町へ補助金を支給した。
- ・生活困窮世帯の子どもを対象に、通所型・合宿型の学びの場を提供し、164人が参加した。
- ・子どもが学習に取り組む習慣を身に付けることができるよう、放課後等に学生支援員等による学習支援「しずおか寺子屋」を実施する8市町に対して助成した。

【施策展開】

- ・しずおか寺子屋推進事業の終了に伴い、今後は地域学校協働活動事業の放課後子供教室の開催により学習支援を継続する。

② 地域の居場所づくりの支援

- ・子どもの居場所について、担い手やボランティア等を対象としたセミナー3回、アドバイザー派遣11回、サポーターマッチング5件を行うとともに、5か所の居場所の新規立ち上げ支援を行った。
- ・子どもの居場所応援基金事業については、ふるさと納税制度等を活用して寄附金を募集し、団体等に対して県社会福祉協議会を通じ、66件助成した。また、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、選定したプロジェクトへの寄附を募り、補助金として4団体へ交付した。
- ・物価高騰の影響を受ける子ども食堂に対し、開催回数に応じた支援金を228件交付した。
- ・Web上で所在地等から子どもの居場所を検索可能な「静岡県こどもの居場所マップ」を作成した。

【施策展開】

- ・居場所の新規立ち上げ等を支援するためのガイドブックを作成し、円滑な立ち上げや持続的な活動に向けた支援に取り組む。

4 安心につながる支援

(1) 数値目標の状況

種別	数値目標名	数値目標の意味 (調査機関等)	基準値	現状値 【前年度比】	区分	目標値	物価 高騰の 影響
成果 指標	仕事や生活費についての相談相手がいないと考えるひとり親の割合	仕事や生活費等の日常生活の悩みについて、相談相手がいないと考えるひとり親の割合【こども家庭課調査】	29.2% (R1)	16.6% (R5) 【-1.4%】	C	0%	有
活動 指標	母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談件数	母子家庭等就業・自立支援センターで実施する相談の件数(こども家庭課調査)	10,682件 (H30)	11,657件 (R5) 【-168件】	C	11,930件	無

【評価・課題】

- ・相談相手がいないと考えるひとり親の割合は16.6%と、令和4年度(18.0%)に比べ、1.4%改善した。
- ・日常生活において、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類へと移行し、家族や友人などに会う機会が増えてきていることにより、誰かに相談することができると思うひとり親が増えたと推測される。
- ・悩みや困りごとを相談できる窓口として、SNSを活用した「静岡県ひとり親あんしんLINE」の周知を促進した結果、その登録者数が3,089人と、令和4年度(1,880人)から大幅に増加した。
- ・ひとり親サポートセンターにおける相談件数について、11,657件と令和4年度(11,825件)からほぼ横ばいの状態であったが、SNSの相談件数が380件(令和5年度)と令和4年度から188件増加しており、時間や場所の制約が少ないSNSでの相談へシフトしてきていると考えられる。

【今後の取組方針】

- ・引き続き、悩みや困りごとを相談できる窓口を周知し、支援を必要とする方の相談につなげていく。
- ・「静岡県ひとり親あんしんLINE」の登録者に対し、支援制度などの情報を配信し、ひとり親のニーズに応じた支援につなげていく。

(2) 主な事業実施状況と今後の新たな施策展開

ア 相談・支援体制の充実と広報

① ライフステージに対応した相談・支援

- ・ひとり親サポートセンターにおいて窓口相談や出張相談会を行った。
- ・母子・父子自立支援員による相談7,757件、母子・父子福祉協力員による相談2,303件を行った。
- ・時間的制約や心理的障壁の小さいSNSを活用した「ひとり親あんしんLINE相談」を継続し、夜間に相談受付をすることで潜在的な相談需要に対応するとともに、LINE登録者に対して給付金、こどもの奨学金等の制度や食料支援などの情報を配信した。
- ・将来を見据えた家計管理や生活設計を支援するため、ファイナンシャルプランナーによるひとり親のライフプラン相談をオンラインで実施した。
- ・男女共同参画センターにおいて、女性相談・男性相談を実施した。
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」(43か所)の機能強化に向けた従事者の育成や専門職配置に関する相談支援を行った。
- ・私立学校への助成制度の概要リーフレットを作成しホームページに掲載し周知した。
- ・高等学校等奨学給付金等について、支援制度のリーフレット配布やホームページ掲載等により周知し、保護者等からの相談に応じた的確な情報提供を行った。
- ・生活困窮者の自立を支援するため、自立相談支援事業を実施し、本人の状況に応じて、住居確保給付金の支給や就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、学習支援事業の利用による支援を実施した。

【施策展開】

- ・「ひとり親あんしんLINE相談」において、支援制度などの情報をプッシュ型で週1回以上配信する。
- ・あざれあ女性相談において、女性相談の件数が増加していることから、チャット相談を開設する。
- ・全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うため、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有することも家庭センターの設置が努力義務となったことを受け、児童福祉分野と連携し、市町の設置を促すための研修等を行う。

② ひとり親家庭に対する支援制度の周知

- ・ひとり親家庭への支援制度をまとめた冊子「明日のしあわせを願って」を発行し、関係機関に配布するとともに、県ホームページやSNSにも掲載した。
- ・静岡県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会や民生委員・児童委員研修会等の場で、ひとり親サポートセンターやひとり親家庭向けの支援制度等の周知した。

イ 父子家庭の相談体制整備

① 父子家庭の父が相談しやすい体制の整備

- ・ひとり親サポートセンターにおいて、父子家庭や離婚前の父からの相談を178件対応した。また、毎月第3土曜日に父子家庭のための相談窓口を継続して設置した。

【施策展開】

- ・父子家庭の父が相談できる窓口や利用できる制度について、引き続きSNSで周知する。

② 父子家庭に向けた情報発信

- ・SNSやホームページ等で情報を発信したことで、家庭生活支援員の派遣や養育費や面会交流に関するオンライン講座など父子家庭の利用が増加した。

ウ 個別の状況に応じた多様な支援

① ひとり親同士の相談機会の提供

- ・(公社) 静岡県ひとり親福祉連合会が交流会等を実施し、ひとり親が日頃の悩みを打ち明けられる機会を設けた。また、ひとり親家庭への食料支援として、フードパントリー事業を定期的実施したほか、コンビニエンスストアとのフードドライブ契約により集めた食料をひとり親へ配付した。

② DV被害者等の支援に向けた関係機関の連携

- ・女性相談センターやあざれあ等における相談を実施した。
- ・県下全域及び各市町におけるDV防止及び被害者支援のための関係機関によるネットワーク(DV防止ネットワーク)である「静岡県子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会」において、各関係機関のDV防止施策実施状況の情報共有を行った。また、市町単位のDV防止ネットワークを設置するよう、未設置の町に対し働きかけた。
- ・女性保護担当職員・女性相談員研修会等の場において、市町の担当職員や女性相談支援員、警察職員等に対し、DV対応等に関する概要説明を行った。

【施策展開】

- ・「静岡県子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会」において、DV防止施策実施状況の情報共有を行うなど、関係機関の連携を図っていく。

主な取組の進捗状況

関係課が進行管理する主な取組について、令和5年度実績等に基づく進捗状況の評価を以下の区分により行った。

< 主な取組の進捗評価区分 >

区 分	評価の観点	
	時間的	数量的
◎	前倒しで実施	増加・拡大傾向
○	計画どおり実施	横ばい傾向
●	計画より遅れている	減少・縮小傾向

区 分	施策項目ごとの数						うち、物価高騰の影響を受けたもの	
	就業支援	経済的支援	子育て・生活支援	安心につながる支援	合計	割合 (%)	件数	割合 (%)
◎	0	0	1	2	3	5.4	1	33.3
○	15	9	12	15	51	91.1	6	11.8
●	1	0	1	0	2	3.6	0	0
計	16	9	14	17	56	—	7	12.5

(詳細は別表参照)